

千早赤阪村元気プラン

平成 17 年 11 月

千 早 赤 阪 村

はじめに

わが国の社会経済情勢が大きく変化する中、少子高齢化や地方分権の進展等で国、地方公共団体は、これまでにない行財政の構造改革が求められています。

特に近年、国をはじめとする公共部門の借金の残高は、約 700 兆円を超えたと言われており、また少子高齢化社会での社会保障制度の負担等もますます増大すると予想され、村の自治そのもののあり方まで問われていると危機感を持っています。

本村では、平成 9 年に策定した「千早赤阪村行政改革大綱」や平成 15 年度に策定した「第 2 次財政健全化方策」に基づき、行財政運営の簡素化・効率化や事務事業の見直しなど財政健全化への取り組みを積極的に進めてきました。

しかし、人口減少とともに高齢化、さらに国の三位一体改革など本村を取り巻く経済状況の変化のスピードは、過去に例を見ないほど速く、さらなる行財政運営のスリム化は避けて通れない状況になっています。

一方、平成 14 年から、将来にわたって村民の皆さんが安心して暮らすことができる足腰の強い行財政基盤の確立を目指して取り組んできた富田林市・太子町・河南町との 4 市町村合併協議も、結果として協議が合意に至らず、平成 17 年 3 月に協議会が解散し、合併協議は白紙になりました。

今後も続く厳しい社会経済環境の中で、本村のような小規模自治体がどのように生き残るのかについては、国や府の動向等も踏まえながら、十分検討しなければなりません。まずは、村の目指すべき方向として、「自助の精神」のもと、あらゆる面において自立できる行財政運営が必要と考えております。また、村民・事業者・行政の三者がお互い力を出し合い、協働しながら元気あふれる地域づくりの実現を図ることも大変重要なことと認識しています。

そのため、住民参加をいただいた千早赤阪村再生委員会を立ち上げ、村の財政健全化方策と活性化方策による元気に向けた取り組みについてご提案をいただき、これらの提案を踏まえ、「千早赤阪村元気プラン」を策定しました。

今後、このプランに基づき、小さいながらも輝く元気な村づくりを進めたいと考えておりますので、住民の皆さんをはじめ、議会、関係団体のご理解とご協力をお願いいたします。

目次

はじめに

第1章 “ちはやあかさか元気”の必要性	1
1 本村を取り巻く環境の変化と厳しい財政状況	1
(1) 村政を取り巻く環境の変化	1
(2) 厳しさを増す歳入	3
(3) 硬直化が進む歳出	4
2 これまでの行財政改革などの取組	7
(1) これまでの行政財改革の取組	7
(2) 近隣市町との合併の検討	8
3 新たな改革の必要性	8
(1) 第2次財政健全化方策における財政収支見直し	8
(2) 多様化・高度化する行政課題への対応	10
(3) 新たな人材資源とその仕組みづくり	10
(4) 新たな市町村合併	10
(5) 新たな改革に“挑む”	11
第2章 “ちはやあかさか元気”の基本方針	12
1 元気プランの目的	12
2 元気の柱	12
3 元気の基本姿勢	13
4 計画の構成	14
5 計画期間	14
第3章 “ちはやあかさか元気”に向けた取り組み	15
～ 行財政改革プログラム～	
1 行財政改革の基本方向	15
(1) 改革の目標	15
(2) 改革の視点	15
2 行財政改革の具体化の方針	16
(1) 効率的・効果的な行財政運営	16
① 自主財源の確保	16
② 受益者負担の適正化	17
③ 組織・機構の見直し	19
④ 人材育成の推進	19
⑤ 定員管理及び給与などの抑制	20
⑥ 事務事業の整理、廃止・統合	23
⑦ 公共施設の効率的・効果的な管理運営	24
⑧ 民間委託の推進	25
⑨ 補助金・負担金の整理、廃止・統合	25
⑩ 投資的経費の抑制	25
⑪ 特別会計・公営企業会計の健全化	26
(2) 住民との協働による村政の推進	27

① 情報公開の推進と住民参加の促進	27
② 地域住民とNPOなどとの協働	27
(3) 社会環境変化への対応	27
① 電子自治体の推進	27
② 広域行政の推進	27
(4) 行財政改革の実施目標と効果額	29
3 推進体制の確立	30
4 財政収支見直し.....	31
~ 地域活性化プログラム ~	
元気な村づくりプロジェクト	32
政策的課題への対応.....	34
おわりに	

第1章 “ちはやあかさか元気”の必要性

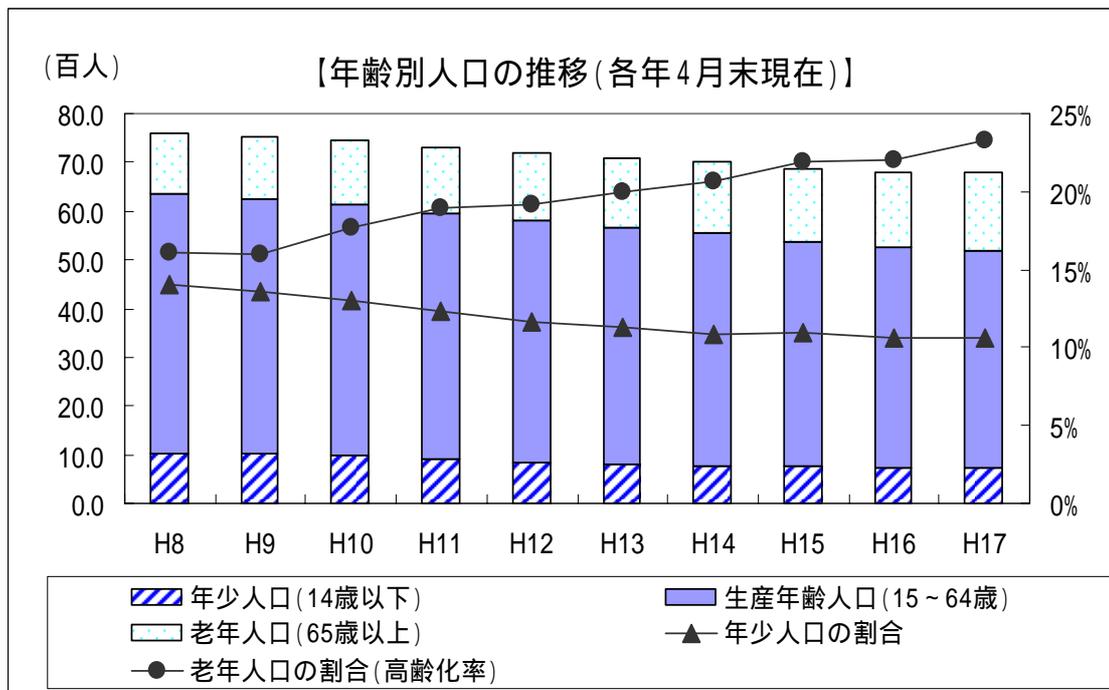
1 本村を取り巻く環境の変化と厳しい財政状況

(1) 村政を取り巻く環境の変化

① 少子高齢化の進行

わが国の総人口は、出生数の減少に伴い、平成18年をピークとして減少に転じると予測されており、世界のどの国も経験したことのない速さで高齢化が進行しています。本村においても、平成10年頃から人口減少の幅が大きく、平成17年4月末現在の高齢化率(65歳以上の人口)は、総人口の約23%となっています。本村の高齢化率は、平成13年度にはじめて20%を超え、それ以降伸び続けており、このまま推移すれば、団塊の世代(現在54歳~58歳くらい)といわれている人が65歳を迎える約10年後には、40%近い高齢化率となり、深刻な高齢社会を迎えます。またこうした高齢化は、税収の減少と福祉部門を中心とした行政需要の増加をもたらし、さらに財政状況を圧迫させることにもなります。

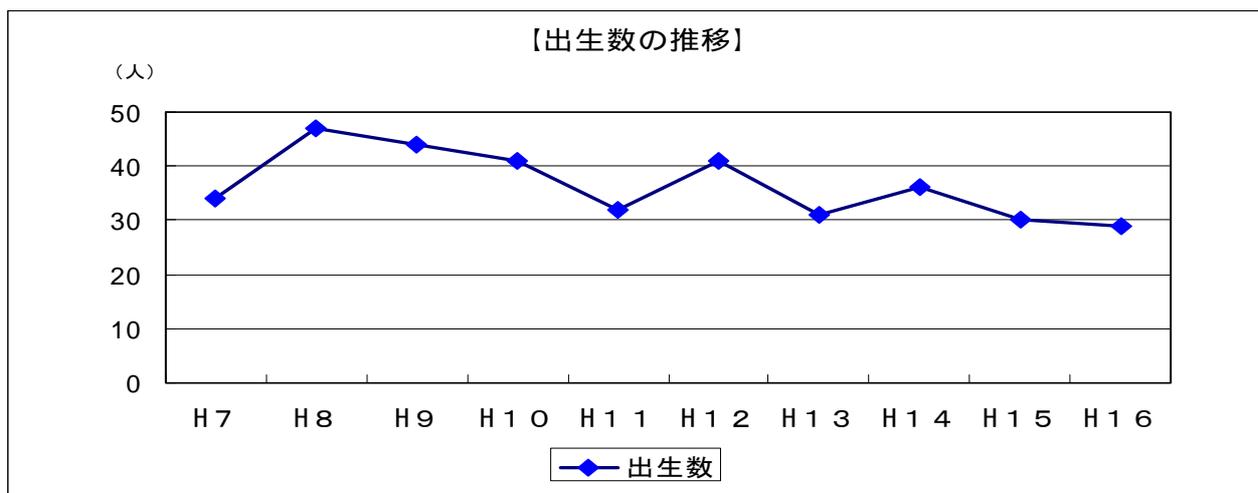
一方、少子化についてもここ数年急激に進行しており、平成16年度における出生数は、29人となっています。その要因には、子どもを産む年代の村外への転出や働く女性の増加などが考えられます。厚生労働省が示している平成15年度の合計特殊出生率(15歳~49歳の女性が一生に産む子どもの数)は、1.29ですが、本村の場合は、0.91と全国の合計特殊出生率を大きく下回っており、将来の本村の行末を左右する大きな課題となっています。



【総人口の実績（各年4月末現在）】

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
年少人口（14歳以下）	1,047	1,020	977	909	842	809	767	759	727	722
生産年齢人口（15～64歳）	5,310	5,230	5,172	5,070	4,988	4,883	4,792	4,618	4,531	4,486
老年人口（65歳以上）	1,257	1,274	1,321	1,331	1,389	1,425	1,459	1,501	1,540	1,580
総人口	7,614	7,524	7,470	7,310	7,219	7,117	7,018	6,878	6,798	6,788
年少人口の割合	14%	14%	13%	12%	12%	11%	11%	11%	11%	11%
生産年齢人口の割合	70%	70%	69%	69%	69%	69%	68%	67%	67%	66%
老年人口の割合（高齢化率）	16%	16%	18%	19%	19%	20%	21%	22%	22%	23%
世帯数	2,172	2,172	2,189	2,186	2,191	2,200	2,216	2,214	2,237	2,283

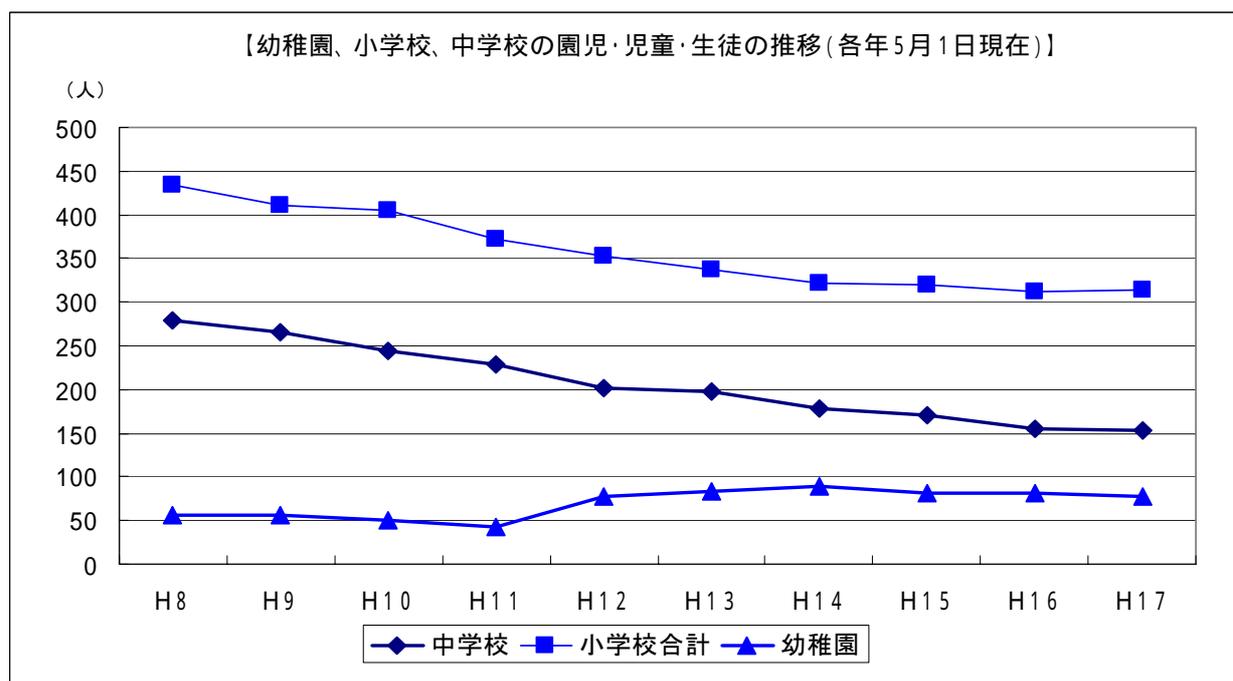
【出生数の推移】



【出生数の実績】

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
出生数	34	47	44	41	32	41	31	36	30	29
増減		13	▲ 3	▲ 3	▲ 9	9	▲ 10	5	▲ 6	▲ 1

【幼稚園、小学校、中学校の園児・児童・生徒の推移（各年5月1日現在）】



【幼稚園、小学校、中学校の園児・児童・生徒数の実績】										
年度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
中学校	279	265	244	229	201	197	179	170	155	154
多聞小学校	49	46	45	44	39	29	30	28	30	25
千早小学校	96	87	86	83	84	83	74	77	67	60
小吹台小学校	127	118	112	100	92	90	92	93	97	88
赤阪小学校	163	160	163	146	137	135	126	121	118	140
小学校合計	435	411	406	373	352	337	322	319	312	313
幼稚園	56	56	50	43	77	83	89	81	82	78
合計	1, 205	1, 143	1, 106	1, 018	982	954	912	889	861	858

② 高度情報化（IT化）

情報機器の機能の向上、情報通信基盤の進展（インターネットの普及、光ファイバーの整備、携帯電話の普及など）により、住民生活にも様々な変化をもたらしています。このような中、市町村においても情報通信技術を活用したサービスの利便性の向上や行政運営の効率化などへの取り組みが求められています。

③ 地方分権の推進

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、身近な市町村などへ国の権限を移譲し、地域の自立性・自主性を高めていく地方分権が推進されています。市町村には、これまで以上に「自己決定・自己責任」の原則のもと、足腰の強い行財政基盤の強化が必要となっています。

④ 国・地方の財政状況の悪化と構造改革

わが国の財政は、税収の低下が著しい一方で、景気対策を長く続けたために多額の借金を抱えており、平成 17 年度末には国・地方を通じた長期債務残高が約 774 兆円と国内総生産（GDP）の 151.2%にまで膨らむことが見込まれています。このような中で政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）においては、国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、「効率的で小さな政府」を実現するため、

ア 国庫補助負担金の廃止、縮減などの改革

イ 地方交付税の全般的な見直し、総額の抑制などの改革

ウ 税源移譲を含む財源配分の見直し

を内容とする「三位一体改革」を強力に推し進め、地方への歳出の徹底した見直しを行っています。そのため、「地方にできることは地方へ」の考えから、国の権限などが地方へシフトされ、地方にとっては、行政需要が増大し、財政運営をますます厳しいものにしており、本村にとっても例外ではなく財政運営を圧迫している要因の一つになっています。

(2) 厳しさを増す歳入

① 村税の減少

歳入の状況については、自主財源の根幹である村税（村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税）の歳入総額に占める割合は低く、歳入全体の約 30%程度しかありません。しかし、その村税においても少子高齢化、人口減少、景気の長期低迷などにより、特に村民税が

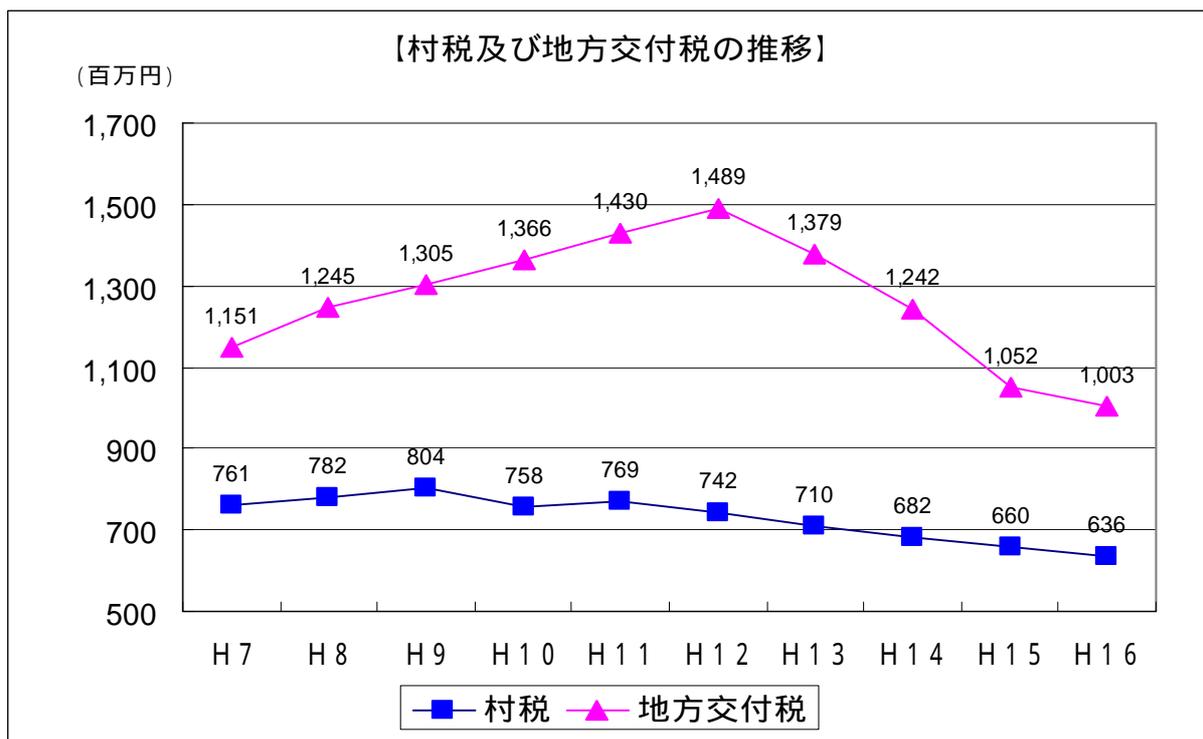
大きく落ち込んでおり、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税を合わせても、平成9年度の約8億4百万円をピークに平成16年度では約6億3千6百万円と約1億6千8百万円減少しています。

今後、団塊の世代の大量退職を迎え、また少子高齢化の影響もあり、ますます村税は減少していくものと予測されます。

② 地方交付税制度の見直し

本村の財政は、国から交付される地方交付税に大きく依存しています。これまでこの地方交付税（臨時財政対策債を除く）は、村税などの自主財源が減少し、また福祉などの必要な経費が増大する中で増額されていましたが、国も非常に厳しい財政状況にあり、平成13年度から地方交付税制度の見直しが進められています。保健センターやくすのきホールなどの建設事業が一段落したこともありますが、平成12年度の約14億8千9百万円をピークに平成16年度には約10億3百万円と約4億8千6百万円減少しています。

今後、国で推し進められている「三位一体改革」により、十分な税源移譲による財源配分が期待できない自治体にとっては、極めて厳しい局面を迎えることが予想されます。

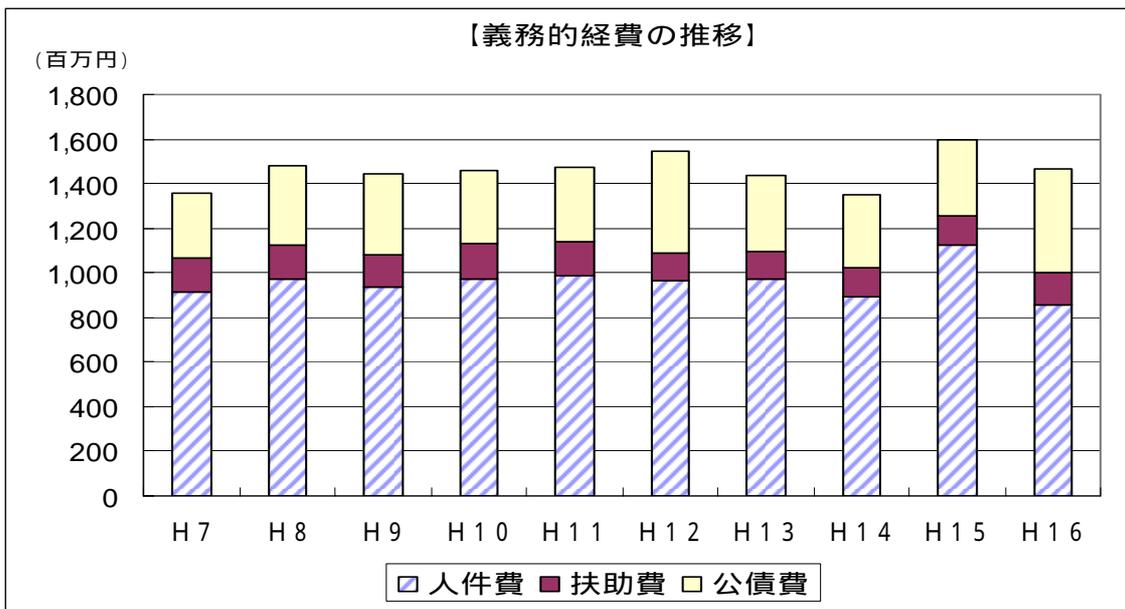


(3) 硬直化が進む歳出

① 義務的経費の増大

歳出の状況は、人件費や投資的経費の抑制に努めてきたところですが、財政の自由度を高めるためにも義務的経費の削減に努力することが求められています。人件費については、退職者の不補充や、平成15年に策定した第2次財政健全化方策における勧奨退職制度の促進による職員削減、平成16年度から実施している職員給料のカット、議会議員の定数削減などにより抑制されているものの、高齢化の進行などに伴う扶助費の増大、下水道事業の整備にか

かる公債費が増大しており、より一層取り組む必要があります。

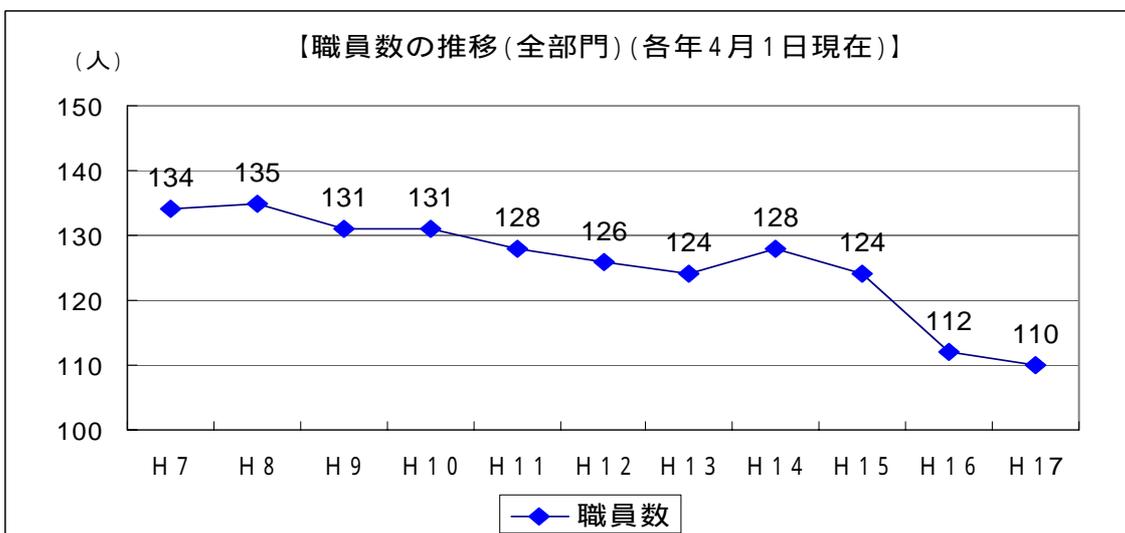


《義務的経費》義務的経費とは、法令あるいはその性質上から支出が義務づけられており削減を図ることが極めて難しい経費をいい、職員などの人件費、生活保護費などの扶助費、下水道事業のために借入れた地方債の返済金である公債費の合計です。

《人件費》人件費とは、特別職や職員などに対し、給与や諸手当などとして支払われる経費のことです。

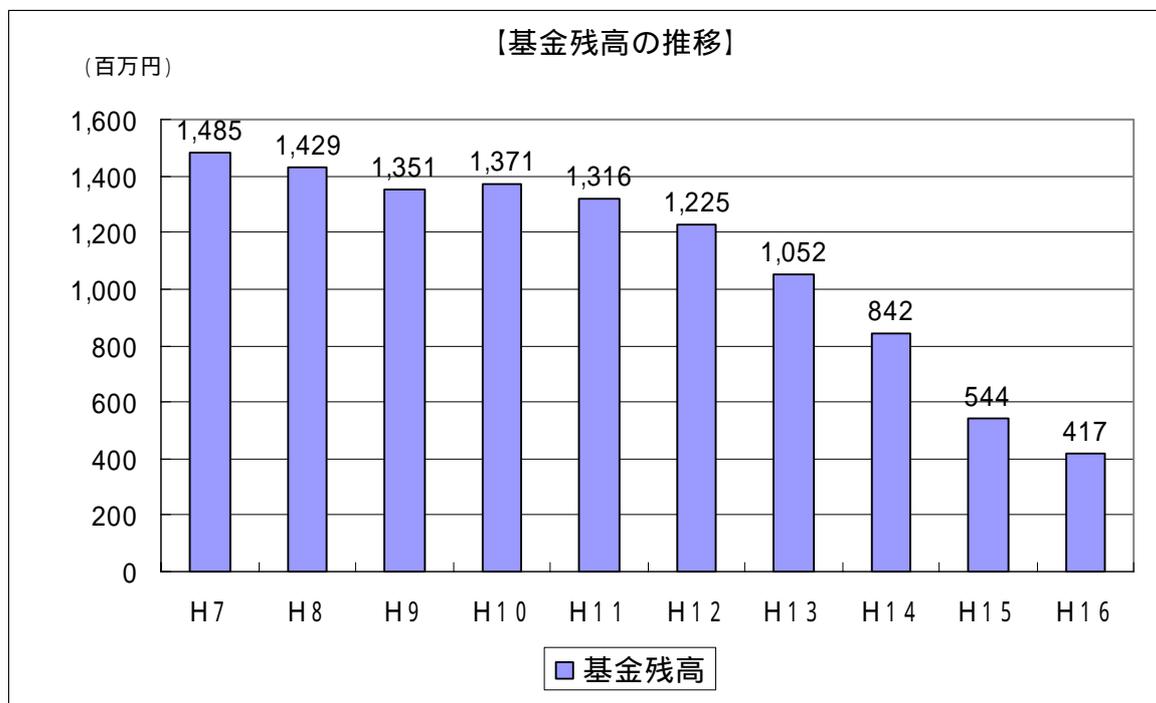
《扶助費》扶助費とは、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などのため、社会保障制度の一環として支出される経費のことです。

《公債費》公債費とは、地方債（借金）の返済（元金・利子）にかかる経費のことです。



② 減少する基金残高

村税の減少や地方交付税の減額などによる財源不足に対応するため、これまで積立ててきた基金（預貯金）の取り崩しを行ってきた結果、平成 16 年度末の基金残高は、約 4 億 1 千 7 百万円となっており、このまま推移すれば、1，2 年のうちに底をついてしまう状況です。



2 これまでの行財政改革などの取組

(1) これまでの行財政改革の取組

本村を取り巻く厳しい状況に対応するため、これまで平成9年度に「行政改革大綱」、「第1次財政健全化方策」、さらに平成15年度には「第2次財政健全化方策」を策定し、事務事業や補助金などの廃止・見直し、職員削減や給料カットを行うなど行財政改革に取り組んできました。

特に、第2次財政健全化方策（平成15年度～平成19年度）においては、勧奨退職制度の促進による12名（普通退職5名含む）の職員削減、職員給料のカット、事務事業や補助金などの廃止・見直し、金剛山ロープウェイ及び香楠荘の民間委託の推進（指定管理者制度の導入）手数料・使用料の見直しなど徹底した行政の効率化・スリム化を実施し、平成16年度の単年度だけで約2億1千6百万円の効果をあげてきました。また、議会においても第2次財政健全化方策の取組を受け、議員報酬のカット、議員定数の削減、議員研修の廃止などの取組を実施しています。

しかし、今後の財政見通しは、税収の減少や扶助費の増大などにより、いっそう厳しくなることが予想され、今後も引き続き、第2次財政健全化方策を基礎としてさらなる効率化・スリム化に取り組む必要があります。

～第2次財政健全化方策での主な取り組み～

《職員数および人件費の削減》

○職員数の削減

- ・退職者不補充や勧奨退職制度の促進により12名削減

○人件費の抑制

- ・村長、助役、教育長の給料15%カット
- ・一般職員の給料 部長級7%、課長（代理）級6%、係長級以下5%カット
- ・行政委員の報酬10%カット など **効果額 約9千3百万円**

《事務事業の見直し》

- ・納税における前納報償金の廃止
- ・給食配送業務の見直し
- ・障害者（児）見舞金の見直し など **効果額 約4千3百万円**

《公共施設の見直し》

- ・金剛山ロープウェイおよび香楠荘の指定管理者制度の導入 **効果額 約1千万円**

《内部管理経費の徹底した削減》

- ・公共施設の維持管理経費の見直し
- ・需用費、役務費などの10%カット
- ・交際費の20%カット など **効果額 約5千9百万円**

《補助金・負担金などの見直し》

- ・各種団体などへの補助金の10%カット など **効果額 約1千2万円**

《使用料・手数料の見直し》

- ・税務証明手数料の値上げ
- ・各種検診受診料の新たな徴収
- ・公共施設利用料の値上げ など **効果額 約3百万円**

～村議会の主な取り組み～

《定数および報酬の削減》

○定数の削減

- ・議員定数の削減 12名 10名(平成17年度から)

○人件費の抑制

- ・議員の報酬3%カット(平成16年4月から平成17年4月まで) 効果額 約1千3百万円

《事務経費の見直しなど》

- ・議員研修の廃止
- ・議会交際費の見直し など 効果額 約1百万円

(2) 近隣市町との合併の検討

本村として行財政改革を進めながらも、いっそう厳しさを増す社会経済情勢や地方分権の時代に対応し、将来にわたって住民が安心して暮らすことができる足腰の強い行財政基盤を確立していくことが不可欠であるため、自治体の枠組みから見直す、究極の構造改革ともいえる「市町村合併」について検討を進め、平成14年7月からは平成15年度末の富田林市・太子町・河南町及び本村の4市町村合併に向けた協議に取り組んできました。しかし結果として協議が合意に至らず、平成17年3月に協議会が解散しました。

3 新たな改革の必要性

(1) 第2次財政健全化方策における財政収支見直し(平成15年度から平成19年度)

第2次財政健全化方策における財政収支見直しでは、健全化方策による取り組みにより5年間で約13億6千6百万円の財源不足(赤字)を5億1千6百万円にまで圧縮し、不足分については、基金で対応することとしておりました。

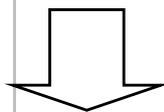
現在、強力に推し進められている「三位一体改革」で本格的な地方交付税や税源移譲による財源配分の見直しが行われている中においては、地方自治体における歳入構造そのものが大きく崩れようとしており、本村においても平成16年度には、予想を上回る地方交付税の大幅な減額(約3億7千万円)があり、その減額は健全化方策での取り組み効果を相殺し、さらに財政を圧迫している状況です。

今後の財政収支は、このような国の財政構造の改革や村税の減少などにより、なおいっそう厳しくなることが予測され、第2次財政健全化方策での取り組みを継続したとしても2～3年後には財政再建団体への転落が避けられない状況となっています。この非常事態を回避するためには、第2次財政健全化方策での取り組みを実施することはもとより、さらに踏み込んだ新たな行財政改革に取り組む必要があります。

【第2次財政健全化方策による財政見通し（平成15年10月時点）】（単位：百万円）

項目及び年度		H15	H16	H17	H18	H19
歳入	村税	664	648	624	620	620
	地方交付税	1,053	1,368	1,395	1,383	1,371
	地方債	311	12	12	12	12
	その他	224	165	165	165	165
	歳入合計	2,252	2,193	2,196	2,180	2,168
歳出	義務的経費	1,427	1,356	1,361	1,489	1,347
	人件費	1,054	988	973	1,125	964
	扶助費	54	54	54	54	54
	公債費	319	314	334	310	329
	投資的経費	53	54	32	30	32
	その他経費	998	1,042	1,040	1,045	1,049
	歳出合計	2,478	2,452	2,433	2,564	2,428
単年度財源不足額	▲ 226	▲ 259	▲ 237	▲ 384	▲ 260	
第2次財政健全化の効果	▲ 97	195	242	244	266	
健全化後の収支	▲ 323	▲ 64	5	▲ 140	6	
累積収支	▲ 323	▲ 387	▲ 382	▲ 522	▲ 516	

※普通会計・一般財源ベース



【財政見通し修正版（平成17年6月時点）】（単位：百万円）

項目及び年度		H15	H16	H17	H18	H19
歳入	村税	660	636	590	572	564
	地方交付税	1,052	1,003	1,025	1,011	1,004
	地方債	313	225	181	181	181
	その他	241	254	241	213	187
	歳入合計	2,266	2,118	2,037	1,977	1,936
歳出	義務的経費	1,441	1,163	1,164	1,263	1,178
	人件費	1,085	818	773	889	781
	扶助費	37	34	55	55	55
	公債費	319	311	336	319	342
	投資的経費	67	9	20	20	20
	その他経費	1,062	1,006	940	922	901
	歳出合計	2,570	2,178	2,124	2,205	2,099
単年度財源不足額	▲ 304	▲ 60	▲ 87	▲ 228	▲ 163	
第2次財政健全化の効果	▲ 97	H16～H19の効果額は、歳入・歳出に算入済				
健全化後の収支	▲ 401	▲ 60	▲ 87	▲ 228	▲ 163	
累積収支	▲ 401	▲ 461	▲ 548	▲ 776	▲ 939	

※普通会計・一般財源ベース

注) 基金の取り崩しをしない場合の財政見通しです。

(2) 多様化・高度化する行政課題への対応

このような厳しい財政状況の一方で、村政に託された課題は山積しています。村政の今後の10年間の基本的な方針を定める、第3次千早赤阪村総合計画（平成13年度から平成22年度）においては、自然と歴史という村の特性を十分に活かしながら、社会状況の変化に対応し、活力ある村づくりを目指して、

豊かな自然と歴史文化を守り、伝え、活用します
便利で、こちよく暮らせる都市基盤を形成します
地域資源を生かして産業を振興します
やすらぎ、安心して暮らせる地域社会を形成します
だれもが地域を誇れるところを育みます
みんながまちづくりに参加できる開かれたしくみをつくります

の6つの施策の大綱を定めています。これらは、みんなが安心・安全で楽しく・快適に暮らせる村づくりの実現のために掲げているものであり、今後、計画の実現を目指していくには、行財政改革を推進しながら、施策、事業の重点化を図っていく必要があります。

(3) 新たな人材資源とその仕組みづくり

今後、ますます進行する少子高齢化や平成18年から始まるとされている人口減少など、社会構造そのものが大きく変化しようとしています。そのような中において、産業活動に大きなウェイトと影響力を持つ団塊の世代が、平成20年前後をピークに大量退職を迎えます（「2007年問題」といわれています）。本格的な高齢社会を迎えるにあたり、退職後のこの世代をどう活用していくのか大きな課題であり、注目されています。

今後の村づくりには、住民・事業者・行政の役割分担を明確にし、協働によるまちづくりが不可欠であり、そのような中で産業振興、人材育成、教育、地域づくりなどの各分野において様々なノウハウや蓄えた技術、能力、人脈などを有しているこれら退職後の団塊の世代を「新たな人材資源」として捉え、それらを活用できる仕組みづくりの構築に向け、取り組むことが求められます。

(4) 新たな市町村合併

国では、市町村の行政サービスを維持し、向上させていくため、行政としての規模や効率化を図るという観点から、自主的な市町村合併を積極的に推進しています。

平成17年5月に示された「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」では、「おおむね1万人未満を目安とした小規模市町村」について、ますます厳しくなる地方の税財政状況の中で、“合併か”、“自立か” 将来を見通しつつ、多面的な精査・検討をすべきという厳しい内容となっています。

今、地方分権などにより地方自治は、新たな時代を迎えており、そのような中で福祉、環境などの分野での行政需要は複雑化・多様化するとともに、少子高齢化はますます進行しています。今後の市町村は、これら行政需要に持続して対応できる堅実で強固な行財政基盤を持った市町村だけが生き残ることができるといっても過言ではありません。

自主財源が乏しい本村においては、様々な状況を考慮すると、市町村合併は避けて通れない課題であり、引き続き、検討を進めていく必要があります。

(5) 新たな改革に“挑む”

極めて厳しい財政状況を克服し、持続できる健全な行財政運営を確立するためには、職員自身が総力を挙げて、抜本的な行財政改革に取り組んでいく必要があります。

しかし、今日では、従来に行財政改革で取り組んできた「予算節約」「人員抑制」「組織のスリム化」「内部管理経費の節減」などによる削減中心の手法だけでは、一定の限界があります。

そこで今後、村では「最小の経費（資源）で最大の効果をあげる」「民間にできることは民間に委ねる」「住民・事業者の主体的・積極的な行政参加」を基本に、新たな行政課題や住民ニーズに対応するため、大量に退職する団塊の世代も活用し、住民・事業者・行政との協働による村づくりを進める必要があります。

第2章 “ちはやあかさか元気”の基本方針

1 元気プランの目的

「豊かな自然に抱かれた歴史と文化の中で、人が元気・暮らしが安心。この“元気”と“安心”を育み ゆめをかなえる千早赤阪」

少子高齢化、地方分権の進展、ますます厳しさを増す財政状況などの社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、住民福祉の向上に努め、住民が安心して元気に暮らしつづけることができる村づくりを推進していくことは、村政の最大の目的です。

この元気プランは、本村を取り巻く極めて厳しい財政状況を克服し、村政の基本的な方針である第3次千早赤阪村総合計画を実現するために、行財政改革を推進し、新しい時代にふさわしい健全な行財政運営を確立するとともに、住民・事業者・行政と協働して豊かで元気な村づくりを創造し、生み出していくことを目的としています。

2 元気の柱

健全な行財政運営の確立による元気づくり

少子高齢化、地方分権の進展、国・地方の構造改革などの厳しい財政環境などにより、ますます厳しさを増す財政状況に対応するため、第2次財政健全化方策における取り組みを基礎とし、一層の歳入の確保に努めるとともに、本村の身の丈に合った歳出構造へと転換し、財政的な危機を克服します。

住民・事業者・行政との協働による元気づくり

村づくりは、行政の責任を前提としながらも、住民・事業者・行政が相互に理解・協力し合いながら進めていく必要があります。お互いが知恵を出し合いながら村づくりを進めていくためには、行政情報を積極的に公開し、情報を住民・事業者と共有することで行政の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、住民参画できる環境づくりが必要であり、適正な役割分担、機能分担、費用分担など、協働による村づくりのためのシステム構築を進めます。

豊かな自然・歴史・文化を生かした元気づくり

本村は、楠木正成ゆかりの多くの歴史資源に恵まれ、また、金剛山を中心とする良好な自然環境が残り、都市近郊のハイキングコースや登山の場として、多くの人々が訪れています。

しかし、他地域の著名な観光地のような賑わいは乏しく、地域の活性化を図るには、貴重な資源を活用した取り組みが必要です。村特有の豊かな自然・歴史・文化を活かし、知恵と工夫による元気あふれる村づくりを進めます。

分権時代における職員意識改革による元気づくり

急速に変化する社会経済情勢、多様な住民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するためには、職員一人ひとりが今日の厳しい財政状況などを認識し、慣例にこだわらず改革・改善に向けた行動を起こすことが大切であり、それには職員の意識、能力を高め、一人ひとりが常に問題意識を持ちながら職務に取り組むことが重要です。

財政状況など村を取り巻く状況が厳しい中では、まず、職員一人ひとりが意識改革に取り組むことが元気の村づくりの第一歩であるとともに、職員同士が信頼し、互いに支え合いながら組織の連携、活性化に努め、時代が求める変化のスピードに的確に対応できる組織風土の改革を進めます。

この4つの柱を有機的に結びつけることにより、今後、住民が安心して元気に暮らしつづけることができる村づくり、また住みたい村づくりを推進し、住民の期待に応えられる効率的な行財政運営の確立と住民・事業者・行政との協働による村づくりを目指します。

3 元気の基本姿勢

元気の基本姿勢は、改革に取り組むための基本的な考え方を定めるものです。

聖域なき改革

すべての分野を対象に聖域や例外を設けることなく、徹底的に改革を進めます。

住民・事業者・行政との協働による改革

住民・事業者・行政との協働によるシステムを構築するため、情報を共有し、住民・事業者と行政が連携して改革を進めます。

スピードある抜本的改革

今日の著しい社会経済情勢に迅速に対応し、スピードある抜本的改革を進めます。

やる気・挑戦の改革

職員一人ひとりが改革に果敢にチャレンジし、職員の総力を挙げた改革を進めます。

4 計画の構成

計画の構成は、

「行財政改革プログラム」 危機的な財政状況を回避し、健全な行財政運営の確立を目指す行財政計画。

「地域活性化プログラム」 地域を構成する諸主体とのパートナーシップのもと、住民・事業者・行政との協働による地域の活性化を推進し、“元気な村づくり”を目指す構想。

この2つのプログラムにより元気プランを構成します。

5 計画期間

計画期間は、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 カ年とします。

第3章 “ちはやあかさか元気”に向けた取り組み

～ 行財政改革プログラム～

1 行財政改革の基本方向

(1) 改革の目標

村を取り巻く厳しい行財政状況を踏まえ、「最小の経費(資源)で最大の効果をあげる」「民間にできることは民間に委ねる」「住民・事業者・行政との協働」を基本とし、今後の新たな行財政課題にも対応できる、あらゆる資源を最大限に活かした自治体経営及び住民と行政との役割分担を明確にした協働による仕組みづくりに努め、持続できる行財政運営を目指します。

(2) 改革の視点

改革における視点を次に示します。

効率的・効果的な行財政運営

住民サービスの維持向上が最大限の目標である中で限られた資源を最大限に活かすために、行政の役割分担を明確にし、行政内部の徹底したスリム化を進めたうえで行政(住民)サービスの整理や水準の適正化などを推進。

◆ 住民との協働による村政の推進

限られた資源のうち最も重要かつ基本的なものとして「人」があり、今後の行財政運営においては、住民との協働関係は不可欠。行政情報の積極的な提供に努め、村政の透明性の向上を図りながら住民との協働関係の構築に向けた取り組みを推進。

◆ 社会環境変化への対応

時代の変化や社会情勢の変化に対応した行財政運営を推進。

推進体制の確立

元気プランを実行するために全庁的な取り組みを進め、その進行管理の実施。

2 行財政改革の具体化の方針

(1) 効率的・効果的な行財政運営

① 自主財源の確保

《基本的な考え方》

今後の市町村は、健全な行財政運営の確立が求められます。村の歳入のうち、自主財源の代表的な村税収入は、村の裁量のもとに必要な経費に用途できる一般財源で、自主財源の中心をなしています。

現状では、歳入の約47%（平成16年度決算）が地方交付税に依存しており、村税は約30%不足しかありません。今後の地方交付税の見通しは、国の三位一体の改革とも相まって不安定なものとなっており、今後も引き続き適切な行財政運営を推進するためには、村税収入の確保に全力で取り組むことが必要であり、徴収率の向上や新たな税源の創出は、安定的な行財政運営に不可欠です。

また、使用料、手数料や負担金などの受益者負担金についても、経費や負担の公平性の観点のもと、適切なサービスの応分の負担を原則とし、適正化を進めます。

ア 村税収入の確保

村税は、景気の低迷や人口減少などの影響により減少し続けており、今後、団塊の世代が定年を迎える約5年間においては、さらに減少することが予測されます。

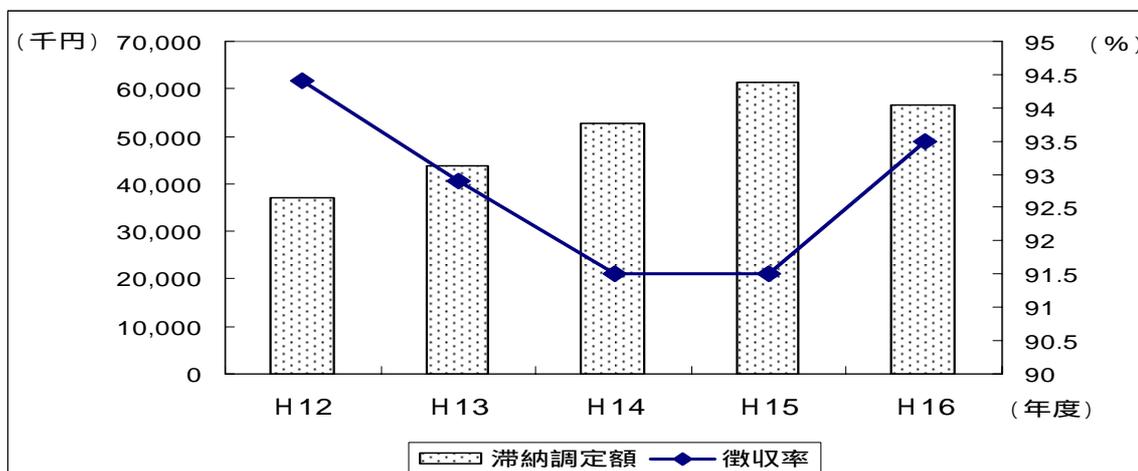
このような状況下においては、村税収入の確保のため、徴収率の向上に向け、引き続き徴収体制の強化を図り、積極的に取り組みます。

●村税徴収率の推移

項目	H12	H13	H14	H15	H16
徴収率（％）	94.4	92.9	91.5	91.5	93.5

●滞納額の推移

項目	H12	H13	H14	H15	H16
滞納調定額（千円）	37,015	43,836	52,754	61,475	56,677



《改革への取り組み項目》

広報などによる自主的な納付促進のための啓発
徴収の強化と徴収担当職員の育成
管理職を中心とした臨時戸別訪問による徴収（徴収チームの編成）
徴収専門員や税務職経験者の採用による滞納対策の検討や徴収
滞納者への差押え（村の明確な態度を示し、債権確保に努める）

イ 徴収方法の見直し

村税の納付については、納税者が納付するに当たり、より利便性が図られるよう徴収方法を検討します。

ウ 適正課税の推進

現在の村税の課税税率については、大阪府内の市町と同一ですが、法定税率内における税率の引き上げを含めた検討を進めるとともに、課税漏れを防ぐため課税客体の適正な把握を進め、税収の向上に努めます。

また、法定外目的税などの新税の導入について検討します。

エ その他の歳入の確保

その他の自主財源の確保策として、村財産の適正な管理を進めるとともに村有地の売却・賃貸を進めます。また、広報紙などによる広告収入を図ります。

② 受益者負担の適正化

《基本的な考え方》

村が住民に提供するサービスは様々であり、それぞれのサービスにおいて適切なサービスには応分の負担を求めることが原則となっています。施設の維持やサービスを提供するためには、必ずコストがかかっており（コスト面）、またその施設を利用する人やサービスを受ける人がいれば、施設を利用しない、あるいはサービスを受けない人がいる（負担の公平性）中で、提供するサービスのうち村が関与すべき必然性がどうか、あるいはサービスの受益が公正なのかなどを考慮しながら、その区分と負担割合を明確にするとともに、既存サービスについても点検（新たな受益者負担の徴収を含む）するなど適正な受益者負担を求めなければなりません。以下の視点により一層、受益者負担の適正化を図ります。

【受益者負担の適正化の視点】

国等の基準より下回っているものについては、その基準に準拠するように検討

利用者数等の状況・推移から検討

減免制度の有無及び内容を検討

収入と経費との比較により検討（そのサービスを提供するための行政の負担が過大となっているものなど）

最近の見直し時期により検討

受益者への応分の負担の観点から、新たな徴収を検討

【負担割合の分類】

サービスの市場性が高いかどうか（行政関与の必要性）

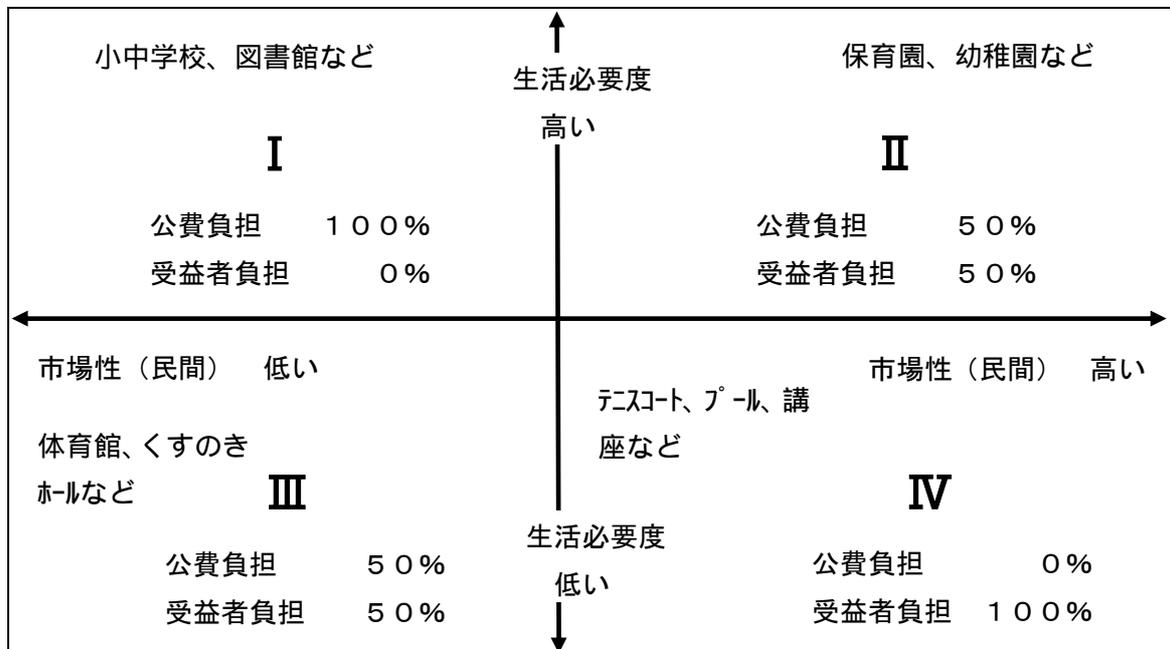
・市場性の高いもの 市場（民間）においても同種・類似のサービスが提供されているもの

・市場性の低いもの 市場（民間）においては、提供されにくく、主として行政が提供するもの
サービス受益が基礎的か、選択的か（生活への必要度）

・基礎的サービス 住民の日常生活において、ほとんどの人に必要とされるもの、行政として社会的に提供すべきもの

・選択的サービス 生活や余暇をより快適で潤いあるものにするためのもの、それぞれの人によってその必要性が異なるもの

参考【行政サービス分類表】



③ 組織・機構の見直し

《基本的な考え方》

新たな行財政課題や多様化する住民ニーズに対応するとともに職員間での意思疎通の迅速化を図り、簡素でフラットな組織体制を構築するため、部制を廃止しました。

今後もさらに新たな時代に即した組織への変革、事務事業や公共施設の管理運営などの民間委託の推進や嘱託員、アルバイトの活用など総合的な判断に基づき簡素で効率的な組織構成を目指します。

ア 配置管理の改革

新たな行財政運営や財政状況の変化に伴い職種を越えた柔軟な職員配置を進めます。

イ プロジェクトチーム方式の活用

各課単位だけでは十分に対応できない懸案課題や緊急・臨時の課題又は、縦割りでは対応できない横断的な課題に対応するため、課を越えたプロジェクトチーム方式を活用します。

ウ 危機管理体制の充実

今後、30年以内に40～50%の確率で発生すると予測されている「南海・東南海地震」などの自然災害に加え、情報システムへの脅威、不審者問題、不審郵便物による被害など今までにない新たな事件、事故が発生しています。

今後、住民の安全・安心の確保のため、自然災害をはじめ、様々な危機に迅速かつ的確に対応するとともに、情報の収集・伝達ならびに庁内及び関係機関との連絡調整体制の充実を図ります。

④ 人材育成の推進

《基本的な考え方》

急激な環境の変化に対応し、住民ニーズにあった質の高い行政サービスを提供していくためには、専門知識と幅広い視野を持ち、諸課題に立ち向かう意欲と能力を持った職員の育成が急務となっており、時代の要請に応える人材を総合的に育成していかなければなりません。

今後、さらに地方分権が進行する中で、時代の変化に機敏に対応し、住民の視点に立った行政を展開していくためには、これまで以上に、固定観念から脱却し、それぞれ能力を高めながら、柔軟でかつ新鮮な発想で職務を遂行し、住民の信頼と期待に応えられる人材を育成します。

ア 職員の意識改革と能力開発

《改革への取り組み項目》

- 職員研修計画に基づく研修所における各種研修の充実
- 職場研修（OJT）の実施
- 職員提案制度の創設
- 職員の派遣研修の導入の検討

イ 人事評価システムなどの調査・研究

新たな人事制度は、社会環境の変化に応じて柔軟に対応できるよう戦略性、計画性を備えるとともに、職員の自覚と問題解決意識を醸成して能力を最大限に引き出すことにより、行政目標を組織的、効率的に達成できるような制度に改めていくことが求められています。このため、事務事業の効率的、効果的推進に役立つと同時に、職員の士気の向上や創意工夫の促進などに有効な人事評価制度を導入します。

現在、国においては、公務員制度改革が進められていますが、この動向を注視しつつ、現在の勤務評定制度のあり方を見直し、職員の能力や実績などをより正確に把握し、適正に評価する「人事評価システム」の構築や人事評価の一環として職場の課題や目標とそれを達成する個々の職員の目標を明確にする「目標管理制度」について早期実現に向け、調査・研究に取り組みます。

⑤ 定員管理及び給与などの抑制

《基本的な考え方》

本村の職員数は、平成8年の135人をピークとして、平成17年では110人と25人削減していますが、府内町村と比較すると人口1,000人あたりでは、本村は13.4人と平均より5.4人多くなっています。また、決算額に占める人件費の割合は、37.2%と府内町村の中でも高い割合となっています。

一方、全国の類似団体との比較では、人口1,000人あたりの職員数（普通会計）は本村が13.3人、類似団体では13.6人と大差がありません。しかしながら、決算に占める人件費の割合は、本村の場合、30%以上であり、類似団体より10%以上高くなっています。

人件費の抑制のため、平成16年度より第2次財政健全方策に基づき、給与カットを行っていますが、今後も厳しい財政状況が続く中、さらに効率的・効果的な行財政運営を行っていくため、経常経費に占める割合が最も高い人件費を抑制していくことが避けられない状況です。

そこで、人件費の削減については、給与カットの継続に加え、まず、職員数の削減から取り組みを進め、人件費の抑制に努めます。

また、定員管理や給与などの状況については、従来から広報を通じて住民に公表していますが、その公表内容などについて他団体との比較や全国的な指標を示すなど住民が理解しやすい内容とします。

ア 職員数の削減

《改革への取り組み項目》

職員数の削減目標 20名（定年退職者16名）

イ 給料などの削減

《改革への取り組み項目》

職員給料の削減

- ・平成17年度の人事院勧告に盛り込まれた国家公務員の給与構造改革は、俸給表水準の平均4.8%引き下げ、地域手当の新設、勤務実績の給与への反映など大幅な改革内容となっています。また、改革の実施については、平成18年度から22年度までの5年間となっており、段階的に実施することとなっています。

この新制度の導入については、現行の給料カット制度を踏まえ、十分検討のうえ、実施します。

特別職給料の削減

- ・特別職の給料の減額措置の継続、拡大

ウ 各種手当の見直し

平成10年度に特殊勤務手当の見直し、平成15年度に管理職手当の見直しを実施し、各種手当の削減を進めてきましたが、ますます深刻化する財政状況を考慮し、なお一層、手当を見直します。

《改革への取り組み項目》

住居手当の見直し

- ・国制度に準じた内容に見直し

特殊勤務手当の見直し

- ・10種類の特殊勤務手当の簡素化に向け見直し

時間外勤務手当の抑制

- ・水曜日のノー残業デーの徹底
- ・振替制度の見直し及び振替休日の取得促進
- ・画一的、単一的な処理作業におけるアルバイトの活用などの代替措置

退職手当の見直し（一般職は国基準に準拠）

エ 福利厚生事業の見直し

職員の福利厚生事業については、公的負担を縮減するため毎年見直しを進めてきましたが、今後の職員に対する福利厚生事業については、事業に対する公費負担の妥当性の観点や財政状況などから見直しを進めます。

オ 勸奨退職制度の充実

従来から勸奨退職制度を運用し、平成 15 年度から 3 年間の特例措置を設けてきましたが、職員削減目標数の早期達成や、均衡のとれた職員の年齢構成を維持するため、時限的に勸奨退職制度の充実を図ります。なお、勸奨退職者の補充については、職員削減目標が早期に達成されるまでの間、抑制します。

また、早期の退職を進めるためには一定の再就業制度を導入します。

カ 嘱託員、アルバイトの活用

現在、職員や嘱託員で対応している業務について、その内容が画一的、単純な業務や一時的な対応である業務については、アルバイト職員の活用を進めます。特に、職員数が減少する中で業務集中時期にサービスを低下させない方策の一つとして嘱託員や、アルバイトの積極的に活用します。

キ 嘱託員、アルバイト職員の単価の精査と勤務時間の弾力的運用

現在、業務によっては、嘱託員やアルバイト職員の勤務時間について、弾力的な運用を行っていますが、職種や内容で引き続き、きめ細やかな単価を設定します。

また、全業務において再度、勤務時間の精査を行い、最低限必要な時間の勤務形態とするなどの措置により経費の圧縮を図ります。

ク 委員報酬の見直し

委員報酬については、平成 16 年度から平成 19 年度までの間、報酬の 10% の削減を行なうこととしていますが、平成 19 年度中に職員給料の削減などを勘案して、総合的な観点から見直します。

ケ 委員定数などの見直し

行政委員などの定数については、法令の定めによる他、村条例や要綱などで定めています。設置後の状況変化などにより目的が薄れてきたり、縮小が十分考えられる委員会などについては、委員定数を見直します。

⑥ 事務事業の整理、廃止・統合

《基本的な考え方》

限られた財源を有効に活用するには、各事務事業そのもののあり方を再点検します。事務事業は、行政の責任において実施すべきもの（道路や下水道整備、学校教育、ごみ処理など）、住民と行政が協働して実施するもの（社会教育、地域施設の管理など）、住民が主体となって実施するもの（スポーツ活動、地域清掃など）などに分類できますが、それぞれ行政としてどこまで関与すべきものなのか、その事業の目的、必要性、効果などを評価し、行政と住民との役割分担を明確にすることによる事務事業の整理・効率化を図ります。

ア 事務事業の整理、廃止・統合

事務事業の見直しについては、これまでも第2次財政健全化方策において積極的な見直しを行ってきましたが、さらに以下の視点により事務事業の再点検を行い、村単独の事務事業の統廃合や転換など効果的な事務執行に努めます。

【見直しの視点】

- 時代の変化、住民ニーズの変化への対応はどうか
- 事業の効果性はあるのか
- 公平性の対応はどうか
- 効率的な執行を行っているのか
- 国及び府と村との役割分担はどうか

イ 事務管理経費の見直し

経常的な事務費や旅費などの事務管理経費については、さらにその必要性や費用対効果を見直し、徹底した削減を図ります。

《改革への取り組み項目》

- 業務委託の契約方法などの改善
- 光熱水費の削減
- 消耗品費、通信運搬費などの削減
- 公用車の効率的な運用

⑦ 公共施設の効果的・効率的な管理運営

《基本的な考え方》

公共施設は、その目的や用途に応じて整備しています。施設の管理運営形態も、職員による直営施設から他の法人に管理委託している施設、また、指定管理者制度による管理委託と多様な管理形態となっています。

厳しい財政状況の中、公共施設の管理運営については、その施設の機能を維持し、適切なサービス提供を行いながら最小の経費で運営しなければなりません。

今後は、公共施設のあり方も含めた研究・分析を行い、利用度の低い施設については、施設形態・事業内容の変更などの検討を進めます。また、管理運営方法においても指定管理者制度の活用や住民との協働による管理運営に努めます。

ア 管理運営経費の節減

公共施設の管理運営については、施設の機能を維持し、適切なサービス提供を行いながら最小の経費で運営することが基本となることから、光熱水費や委託料をはじめとした管理運営経費の節減に努めます。

《改革への取り組み項目》

施設管理委託料の見直し

開設期間（時間）の見直し

庁舎や公共施設の有効活用

イ 指定管理者制度の導入

公共施設の委託方式による管理運営は、指定管理者への委託か直営かのいずれかを選択することとなります。今後も引き続き、指定管理者制度の有効性などを検証し、導入可能な施設の拡大に努めます。

ウ 住民との協働による管理運営

公共施設においては、住民の自主活動の場を提供することに主眼を置いたものもあり、このような施設は、住民の活動が活性化してこそ機能が発揮できるといえます。その活動が活性化するためには、行政主導から住民活動を行政が支援する方向に進めなければなりません。このような観点から、行政の役割は「場」の提供であり、住民はその「場」を活用して自ら活動を行なうシステムの構築が求められます。

近年では、住民との協働による地域づくりが盛んであり、本村においても行政と住民の協働による効率的、効果的な施設の管理運営を検討します。

⑧ 民間委託の推進

《基本的な考え方》

村では、これまでも定型的・専門的な業務などについて、事務事業の民間委託を実施し、事務事業の効率化を図ってきましたが、これまで以上に行政運営の効率化が必要となっています。

今後このような中で、民間の持つ高度な専門性を活用するなど民間との多様な連携を図りながら、なお一層の行財政運営の効率化を図ることとし、既に委託化しているものについては、今後も同様に実施又は拡大します。また現段階において委託化が実施されていない事務事業については、事務事業の見直しの中で民間委託の適合性や効率性などの検証し、委託の可能性について検討します。

【委託を検討する業務の基準】

民間に代替手段のある業務

短期的または臨時的に処理する専門的、技術的業務など

高度な知識技術が必要で人材確保が困難な業務

民間に委託した方が経済性に優れている業務または効率的・効果的な業務

同種の業務が既に委託化されている業務

⑨ 補助金・負担金の整理、廃止・統合

《基本的な考え方》

村単独の補助金・負担金については、その目的に沿って、妥当性・必要性・公平性・効率性など以下の視点により見直します。

【見直しの視点】

法律などにより村が補助しているものか点検

その事業の公共性や公的関与の必要性を踏まえ検討

団体への補助金については、公益性や経理状況などを勘案し、検討

負担金については、団体加入の必要性を勘案し、検討

⑩ 投資的経費の抑制

《基本的な考え方》

投資的経費については、事業の目的、内容、費用対効果を十分検証し、事業規模の見直しを行うことで事業費の縮減に努めます。

今後、どの事業を優先的に実施していくかについて、費用対効果などを十分踏まえ、取舍選択を行います。

⑪ 特別会計・公営企業会計の健全化

《基本的な考え方》

本村の特別会計・公営企業会計は、6会計7事業を設置しています。これらの会計は、独立採算での運営を基本としていますが、一般会計から基準内繰出し、および赤字補てん繰出しを行い、その繰出し額は年々増加しています。

健全な会計運営のためには、徹底した合理化とサービス提供範囲を精査しつつ、各会計の特殊性を考慮し、引き続き健全化に努めます。

ア 保険（健）事業等特別会計

保険（健）事業等特別会計については、高齢化に伴い事業規模が増加する傾向にあり、その影響で繰出しも増加する状況となっているため、保険料の見直しなどの健全化策を講じます。

イ 国民健康保険直営診療所特別会計

診療所特別会計については、赤字補てんの繰出しを行っていますが、早期に収支改善を図るとともに、繰出金の削減に努めます。

ウ 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計については、建設時における一般財源の負担は小額ですが、後年度の起債償還金が大きな負担になっています。

現在の未整備区域は、比較的民家が点在している地域が多いことから下水道計画地域と合併浄化槽推進地域を比較検討し、整備計画を見直します。また、早期に使用料の見直しにより収入を確保し、一般管理経費についてもより一層精査して一般会計からの繰出しの削減に努めます。

エ 上水道事業会計

上水道事業会計については、独立採算制を堅持しながら安定経営に努めていますが、水需要の低迷から厳しい財政状況になっています。そのため、事業運営の健全化に向け、企業努力に取り組みます。

オ 観光事業特別会計

観光事業特別会計については、平成16年度から指定管理者制度を導入し、株式会社グルメ杵屋に平成18年度までの3ヵ年、金剛山ロープウェイ及び香楠荘の管理運営の権限を委任し、単年度収支が改善しています。

今後も指定管理の内容についてさらに改善を図り、累積赤字の解消を目指します。

(2) 住民との協働による村政の推進

① 情報公開の推進と住民参加の推進

《基本的な考え方》

行財政改革をより実効性のあるものにするため、住民への情報公開と住民参加が重要です。このため、住民への行政情報の積極的な提供に努め、村政の透明化を図るとともに、住民の意見・提案を集約できる手法を検討し、住民参加を促進します。

また、住民との協働により今後の村づくりを進めるため、行政の体制整備をはじめ、企画段階においても、住民と行政がお互い政策立案していく体制整備を検討します。

《改革への取り組み項目》

住民などの意見や提案を村行政に伝達できるシステム構築の検討
広報・ホームページによる情報提供の充実
計画策定などにおける住民への積極的な公表や意見・提案の収集
各種審議会委員などに一般公募枠の検討
地域づくりなどの取り組み事例の情報提供

② 地域住民・NPOなどとの協働

《基本的な考え方》

複雑・多様化する住民ニーズに対して迅速かつ、きめ細やかな行政サービスを提供するには、地域住民やNPOなどと協働することにより、従来の行政の枠を越えたサービスの提供が可能となります。そのためには、それぞれの役割分担を明確にしたうえで、その役割分担を踏まえ協働していく環境づくりに努めます。

特に、今後迎える団塊の世代の退職者の「新たな人材資源」を活用し、それらを活用できる体制づくりに努めます。

(3) 社会環境変化への対応

① 電子自治体の推進

《基本的な考え方》

住民サービスの向上と行政事務の効率化・高度化を図る必要がある中、行政においてもITを利用した行政の情報化が求められており、電子自治体の実現に向けた取り組みが必要となっています。

今後も、引き続き、個人情報の保護とセキュリティを十分確保しながら、行政の情報化に努めます。

② 広域行政の推進

《基本的な考え方》

現在、広域行政については、南河内清掃施設組合(ごみ処理)、富美山環境事業組合(し尿処理)や大和川下流域下水道組合(下水道処理)などの一部事務組合、消防の事務委託、介護保険認定の共同設置などに取り組んでいます。住民の生活圏は年々拡大し、今後もさらに広域化が進むことが予想され、行政区域にとらわれない行政サービスの重

要性が增大するものと考えられます。

市町村を取り巻く環境が著しく変化していく中で、本村のみで事務を処理するよりも近隣市町との共同により実施するほうが効率的・効果的なものについては、今後も引き続き、南河内地域広域行政推進協議会など既存の協議会の場を積極的に活用しながら様々なテーマのもと共通する課題の広域的取り組みを推進します。

(4) 行財政改革の実施目標と目標効果額（平成 17 年度から平成 21 年度）

元気プランの計画期間の 5 ヶ年間に於ける行財政改革プログラムに掲げる改革項目の実施目標及び実施した場合の目標効果額を次に示します。これは取組目標であり、基本的な考え方は、法律や国制度などの事業は現状維持とし、村独自の判断により見直しができる事務事業などを対象に見直しを検討しました。5 ヶ年間の歳入の確保分として約 9 千 4 百万円、歳出の削減分として約 3 億 6 百万円で合わせて約 4 億円の財政的効果額が見込まれます。

【5 年間の目標効果額】		
		単位：千円
主な取り組み項目及び実施目標	5 年間の目標効果	
歳入の取り組み効果額（A）	94,543	
村税の徴収率向上による確保	22,000	
使用料の見直し	27,207	
手数料の見直し	3,522	
受益者負担の見直し	4,814	
財産処分	37,000	
歳出の取り組み効果額（B）	306,108	
人件費等の抑制	175,976	
事務事業の見直し	33,576	
事務管理経費の見直し	31,000	
補助金の見直し	4,772	
負担金の見直し	784	
繰出金の抑制	60,000	
効果額合計（A+B）	400,651	

3 推進体制の確立

行財政改革を実行あるものとするためには、それらに取り組む推進体制の確立が重要です。そのためには、行財政改革の進捗状況を広く住民に公表し、住民・事業者・行政、すなわち村全体で行財政改革に取り組む必要があります。

また、行財政改革を計画的に推進するため、行財政改革プログラムを具体化した実施計画を策定し、適切な進行管理に努めます。

《推進体制への取り組み項目》

(仮称) 行財政改革実施計画の策定

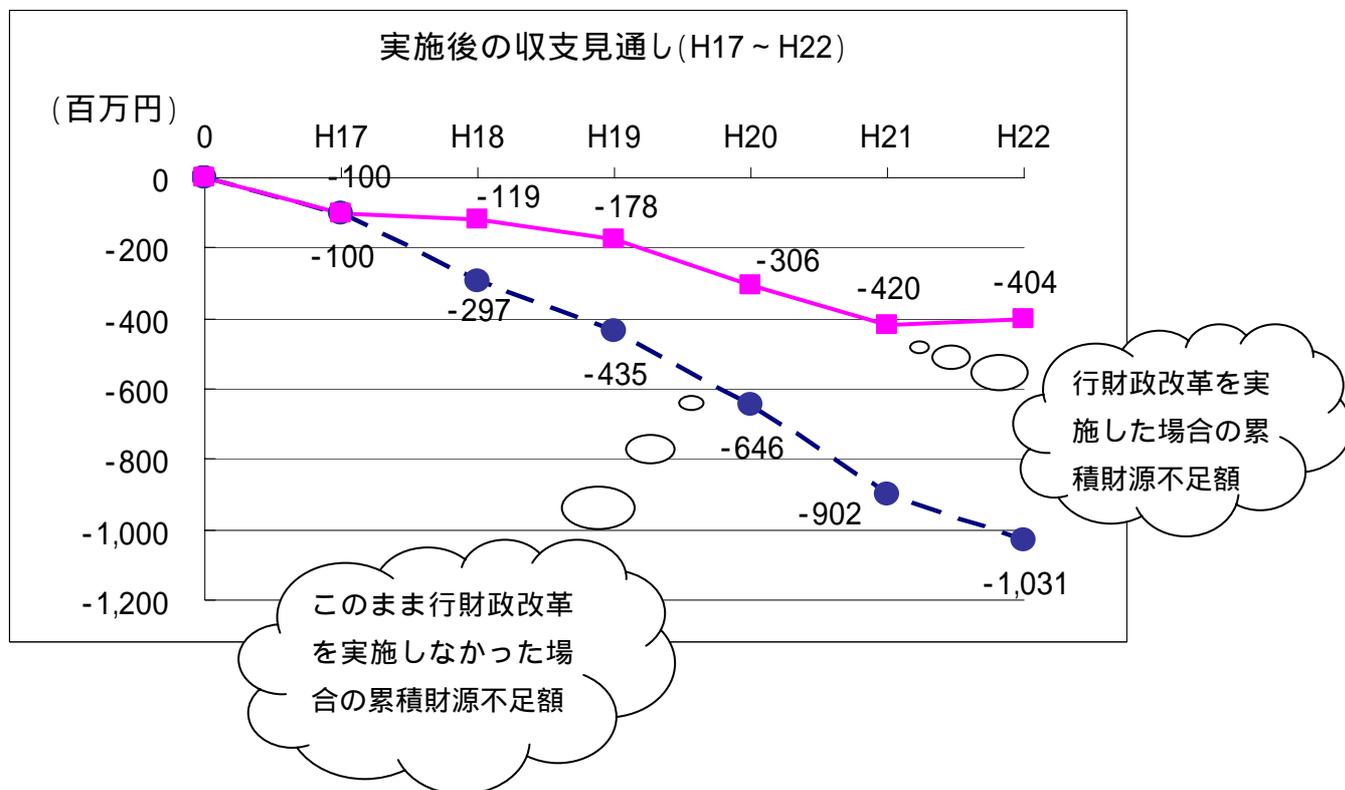
行財政改革プログラムの推進のための全庁的・総合的な取り組み

必要に応じ見直しを行うなど適切な進行管理

行財政改革の進捗状況を定期的に広報紙などを通じて、住民に公表

4 財政収支見通し（行財政改革プログラム実施後の財政収支見通し）

これまでに示してきた行財政改革プログラムを計画どおりに実施した場合の財政収支見通し（平成 17 年度～平成 22 年度）は以下のとおりです。



元気プランでは、第2次財政健全化方策に加え、さらなる収入増への努力、人件費の削減、事務事業の見直しなどを進めます。

それでもなお平成 21 年度には、約 4 億 2 千万円の財源不足が生じますが、これに対しては基金の取り崩しなどにより収支の均衡を図ることとし、平成 22 年度には単年度収支黒字への転換を目指します。



一般財源ベース(単位:百万円)

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入	村 税	636	597	573	545	523	491
	地方交付税	1,003	1,000	1,015	1,029	1,034	1,055
	地 方 債	225	170	170	170	170	170
	そ の 他	254	270	214	197	197	197
	歳入合計	2,118	2,037	1,972	1,941	1,924	1,913
歳出	義務的経費	1,163	1,164	1,263	1,178	1,244	1,279
	人件費	818	773	889	781	835	872
	扶助費	34	55	55	55	55	55
	公債費	311	336	319	342	354	352
	物 件 費	450	448	448	448	448	448
	補助費等	188	167	167	167	167	167
	繰 出 金	305	290	275	273	275	275
	投資的経費	9	20	20	20	20	20
	その他	63	61	13	13	13	13
	歳出合計	2,178	2,150	2,186	2,099	2,167	2,202
	財源不足額	60	113	214	158	243	289
取り組み効果額		22	144	68	64	64	
取組後収支	60	135	70	90	179	225	
基金繰入額	127	135	70	90	122	0	
累積収支	67	0	0	0	57	282	

～ 地域活性化プログラム～

“元気な村づくりプロジェクト”

「住民・企業・行政」の三者がそれぞれ力を出し合い、協働して元気ある千早赤阪村の創造を目指すこととし、「**金剛山と食**」を中心テーマに据え、元気な村づくりを目指します。

1 活性化の目的

地域が有する自然・歴史・文化などの地域の特性を活かし、知恵と工夫によって、元気あふれる千早赤阪村をつくることを目的とします。

2 施策展開の手法

地域の活性化に取り組む施策展開の3つの手法を示します。

本村が保有している資源・特性に関する情報を収集し、「元気な村づくり構想」(案)をまとめます。



マスコミなどの協力を得て、「元気な村づくり構想」(案)を発信・公表し、賛同者(協力者)を募ります。



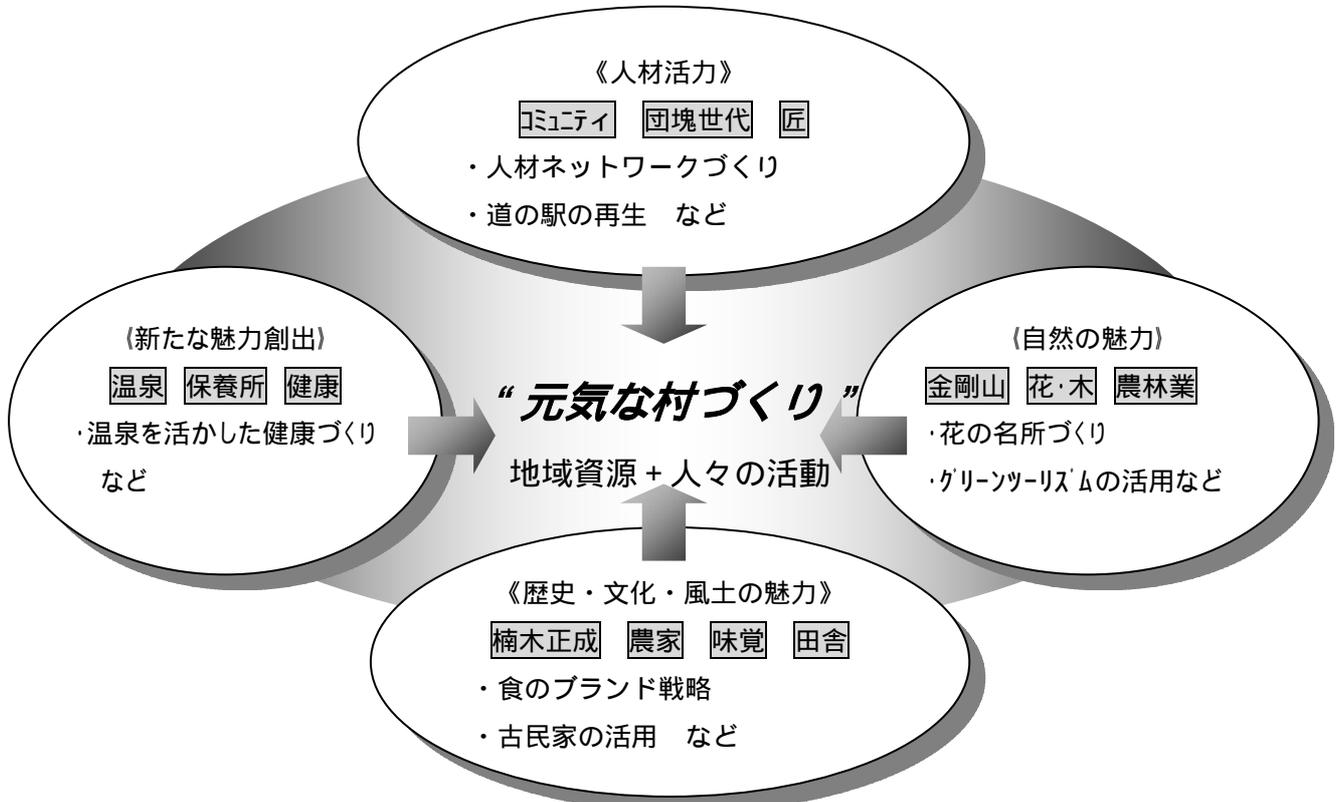
賛同者(協力者)に対し、事業展開に必要な手続きなどについて、窓口を一本化したワンストップサービスにより支援します。



事業着手・展開

3 活性化の基本方向

地域の活性化に取り組む基本的な方向として4つの方向性を示します。



具体的な取り組み事例については、別冊「元気な村づくりプロジェクト」で取りまとめています。

4 今後の取組みについて

“元気な村づくりプロジェクト”については、そのテーマの中心を「金剛山と食」に据え、その基本方向を「人材を活かした村づくり」、「自然環境を活かした村づくり」、「歴史・文化・風土を活かした村づくり」、「新たな魅力を創出する村づくり」の4つについて、再生委員会より提案をいただきました。

今後村としても、大阪、近畿あるいは全国から多くの人々が本村に訪れ、活気とにぎわいのある地域づくりを目指したいと考えており、とりわけ「金剛山」という全国的なネームバリューを活かした観光の振興に力を注ぎたいと考え、これら再生委員会よりいただいた提案は、その趣旨を踏まえ、村の“元気な村づくりプロジェクト”として位置づけしました。

今後の取組みとして、その実現に向けた具体的な検討を進めていきたいと考えています。そのためには、行政のみならず、「住民・事業者・行政」の三者がお互いそれぞれ力を出し合い、協働して元気ある千早赤阪村の創造を目指すこととし、まず、公募形式による住民・事業者の参画を求め、千早赤阪村の未来を考えるための組織を年度内に立ち上げ、具体的な取組み事例（別冊）の検討を始めたいと考えています。

元気ある千早赤阪村を目指すため、できることから実行し、住民・事業者・行政がそれぞれ理解し合いながら、元気で明るい千早赤阪村の未来を皆さんとともに考えていきたいと思ひます。

“千早赤阪村が目指す元気な村”のイメージ



政策的課題への対応

政策的な課題については、元気プランの取り組み方策と整合させた上で、その必要性、緊急性、将来性などを十分考慮し、その対応策や方向性について検討する必要があります。政策的課題は、次のようなものが考えられます。

政策的課題	現状	今後の考え方
村北部開発	村北部（森屋北部）は、第2次村都市計画マスタープランにおいて「新市街地形成地区」として位置づけをしており、またH17.3月には、国道309号河南赤阪バイパスの第一期分が開通し、より一層利便性が向上しました。しかし現状は、農業振興地域の農用地指定など法的規制が厳しく、開発が困難な状況にあります。	元気な村を実現するには、地域の活性化が不可欠です。活性化を図る一つの方策として、村の基幹道路である国道309号河南赤阪バイパスが開通した効果を最大限に活用し、良好な住宅開発（人口増）、企業の進出（税収増）などが進められるような環境づくりを進めます。
小学校の教育環境問題について	小学校の教育環境については、小学校の統廃合問題として、平成14年10月に小学校問題審議会において、「1校に統合が適当」という答申が出されました。しかし平成15年度に策定した第2次財政健全化方策においては、期間中の平成19年度まで施設整備事業としては凍結となっています。	近い将来、1学年当たりの児童数が40人前後になると予想されます。村の将来を担う子どもたちの教育環境のあり方について、住民の意見なども伺いながら、十分検討します。

おわりに

本「元気プラン」は、現在の危機的な財政状況を解消し、健全な行財政運営の確立を目指すとともに、住民・事業者・行政との協働による地域づくりを実現し、あらゆる面において自立することを目的としています。そのためには、職員一人ひとりが、目標の実現に向けて全力で取り組んでいくことはもとより、住民の皆さんや議会、関係団体のご理解・ご協力をいただかなければ実現しません。

「元気プラン」では、現段階における今後5年間の行財政運営の見通しを示していますが、社会経済状況の変化のスピードは速く、仮に「元気プラン」の取組みをすべて実行したとしても、今後の国等の方針によってはその見通しが崩れてしまうほど不安定な情勢であることは否定できません。

村民の皆さんが安心して暮らすことができる村づくりを目指すには、行財政運営の徹底したスリム化は当然のことですが、加えて効率的な運営には一定の広がりや財政規模が必要で、村の将来を見据えて市町村合併も視野に入れた取組みが必要であると考えています。

いずれにしても、本村のような小規模自治体は、今後どのような姿が一番望ましいのかを考え、住民の皆さんや議会とともに、良い方向を見出したいと考えておりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

千早赤阪村元気プラン

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村秘書政策課 企画広報係

TEL 0721-72-0081(内線211・212)

FAX 0721-72-1880

HP <http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/>